

Q1 申請要件：住所に関すること

Q1-1 平川市に住民票がないと対象になりませんか

夫婦双方の住民票の住所が、申請の対象とする住宅となっている必要があります。ただし、資格認定申請時に入居対象の住所となることができない場合は他市町村に住民票があっても申請できます。

Q1-2 対象期間中平川市に住んでいましたが、今は市外に引越しています。申請できますか。

夫婦双方の住民票の住所が、申請の対象とする住宅となっている必要であるため、既に市外へ転居されている場合は、申請できません。

Q1-3 市外で結婚して平川市に転入してきた場合、対象になりますか。

婚姻を機に、平川市へ転入してきた場合は対象となります。

※申請日に、夫婦双方の住民票の住所が、申請の対象とする住宅となっている必要があります。

Q2 申請要件：所得に関すること

Q2-1 所得とはなんですか。

会社員などで企業等にお勤めの方は、1 年間の給与等の収入金額(源泉徴収票の「支払金額」に記載の額)から給与所得控除額を差し引いた金額です。自営業の方は、1 年間の収入(売上金額)から必要経費を差し引いた金額です。複数の所得がある場合はこれらを合算した金額となります。

Q2-2 所得を確認する方法は源泉徴収票でもかまいませんか。

所得証明書が必要です。源泉徴収票だけでは、勤務先から支払われた給与等以外に収入があった場合、それを把握することができません。申請月により取得する証明書の発行元が異なりますので、ご注意ください。

- 令和 7 年 4 ～ 5 月に申請される場合：令和 6 年 1 月 1 日時点で住民登録があった市町村
- 令和 7 年 6 月以降に申請される場合：令和 7 年 1 月 1 日時点で住民登録があった市町村

Q2-3 婚姻を機に離職した場合、または育児休業中の場合の所得はどうなりますか。

申請時点で無職の場合や育児休業中であっても、夫婦の直近年度所得証明書による所得の合算で判定します (Q2-2 参照)。

Q2-4 貸与型奨学金を返済していた場合、所得から控除できますか。

申請月により返済額を所得から控除できる期間が異なります。奨学金返還証明書(困難な場合は領収書や通帳の写し)を申請書に添付してください。

- 令和 7 年 4 ～ 5 月に申請される場合：令和 5 年 1 月 1 日～令和 4 年 1 2 月 3 1 日の返済額
- 令和 7 年 6 月以降に申請される場合：令和 6 年 1 月 1 日～令和 5 年 1 2 月 3 1 日の返済額

Q3 申請要件：その他

Q3-1 平川市に税情報がない、又は非課税のため納税証明書が発行できない場合は？

令和 6 年 1 月 1 日時点で平川市に住民登録がなかった場合は、転入前の市区町村で納税証明書を発行してください。その際、非課税により発行できない場合は、代わりに令和 6 年度非課税であることが確認できる書類 (非課税証明書、納税証明書、令和 6 年度課税証明書など) を発行してもらい、提出してください。

Q3-2 納税証明書を発行したら、納税したのに未納と出てきました。申請できませんか？

給与天引きなどであって、事業者からの納付のタイミングによって納税状況がシステムに反映されるまでに最大 10 日程度のタイムラグが生じる場合があるため、証明書の発行時期によっては未納と表示されることがあります。その場合、期間を空けて再度ご確認ください、未納がない納税証明書を発行してもらい、提出してください。

Q3-3 証明書関係はどこで入手できますか？料金はかかりますか？

平川市の場合、証明書の発行窓口と手数料は次のとおりです。必要書類や郵送での証明などについては、市HPなどでご確認いただくか、各窓口へお問い合わせください。なお、納税に関する証明書は令和6年1月1日現在で住所があった市町村で発行されるため、転入の場合、住民票異動日によっては、転入前の市町村で準備が必要となる書類もあります。所得に関する証明書については、Q2-2を参照ください。

〈参考〉各種証明書の種類・交付窓口・料金について ※発行窓口・手数料・LINE申請の可否は平川市の場合

証明書等の種類		発行窓口	手数料	LINE申請
①②のいずれか1部 (夫婦双方の記載があるもの)	①婚姻届受理証明書 ※婚姻届を提出した市町村で交付	市民課 尾上総合支所 碓ヶ関総合支所 葛川支所	350円	×
	②戸籍謄本 ※本籍のある市町村で交付	市民課 尾上総合支所 碓ヶ関総合支所 葛川支所	450円	○
夫婦の分それぞれ 1部ずつ	所得証明書	税務課 住民税係 尾上総合支所 碓ヶ関総合支所 葛川支所	300円	○
	納税証明書	税務課 収納係 尾上総合支所 碓ヶ関総合支所 葛川支所	300円	○

※平川市公式LINEによる各種証明書の申請は、別途郵送料110円がかかります。

Q3-4 年齢の計算方法は満年齢で計算しますか。

満年齢で計算します。民法の規定により、誕生日の前日に年齢が加算されますのでご注意ください。
※1995年(平成7年)9月1日生まれの場合、令和7年8月31日に30歳となります。

Q3-5 再婚しても対象となりますか。

対象となります。(同じ相手との再婚を除く。)

ただし、夫婦の両方または一方が過去に当該補助金(他自治体での同様の補助を含む)の補助を受けたことがある場合は対象外です。

Q3-6 夫婦の両方または一方が日本国籍を有しない世帯は補助の対象となりますか。

国籍要件はありませんので、対象となります。

Q3-7 上限額になるまで何度も申請できますか。

補助上限額に達していなくても、申請は令和7年度内で1回限りです。

Q4 対象経費に関すること（共通）

Q4-1 費用の支払人は、申請者本人でないと対象になりませんか。

申請人または配偶者であれば対象となります。

Q4-2 契約が婚姻前でも対象になりますか。

住宅購入は婚姻日から遡って1年以内に取得したもの(引き渡し証明書等の提出が必要)、リフォームは婚姻日から遡って1年以内に実施(発注契約)したものは対象となります。(契約書、請書の写しの提出が必要)。

Q4-3 支払が婚姻前でも対象になりますか。

婚姻を機とした費用であれば、令和7年4月1日から令和8年3月19日までに支払った費用が対象となります。

Q4-4 複数回転居した場合、2回目以降の転居に係る費用は補助の対象になりますか。
補助金の申請時点において現に居住している当該住居に係る費用が対象となります。ただし、賃借費で補助を受けた継続補助世帯は、前年度と同一物件にかかる費用が対象となります。

Q4-5 転勤する可能性がある場合も申請できますか？
申請時点で転勤の予定が定かでないような場合は申請可能です。ただし、あらかじめ終期が決められている転勤等で現在平川市に赴任している場合や、すでに転勤の予定が勤務先から言い渡されている場合など、2年以内に転出することがほぼ確実である場合は返還を求める可能性がありますので、申請をご遠慮ください。なお、申請時には2年以上継続して市内に居住する意思のある旨を所定の様式で誓約していただきます。

Q4-6 住居の契約名義人が夫婦の親で、夫婦いずれかの名義の口座から住宅賃借費用または住宅取得費用が引落しされている場合は対象となりますか。
対象となりません。住宅取得や住宅賃借のための契約名義が夫婦のいずれかであり、かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかが行っていることが必要です。

Q4-7 夫婦の両方または一方の親等の親族が同居する場合にも補助対象となりますか。
対象となります。ただし、住宅取得や住宅賃借のための契約名義が夫婦のいずれかであり、かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかが行っていることが必要です。

Q5 対象経費に関すること（取得）

Q5-1 住宅取得費用の対象となるのはどのようなものですか。
住宅取得費用は、新築工事費用または建物の購入費のみです。
土地購入代、住宅ローン手数料、設備購入費、火災保険料・家財保険料は対象になりません。

Q5-2 建物と土地を一体のものとして購入(建売分譲住宅等)した場合、補助の対象はどのようになりますか。
不動産の登記で、建物、土地それぞれの取得価格を登録しているため、通常、建物に係る代金と土地に係る代金の区分は可能です。建物のみの取得価格がわかる書類を提出してください（売買契約書に記載されていることが多いです）。

Q5-3 現在、住宅を建築中で、住宅の住所に住民票を置くことができない場合、申請することはできますか。
申請することはできません。対象期間内に、住民票を当該住所に置き、対象経費の支出をすることができれば可能です。

Q6 対象経費に関すること（賃借）

Q6-1 住宅賃借費用の対象となるのはどのような費用ですか。
賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料です。
駐車場代(家賃と一体分の場合は除く)、物件の清掃代、更新手数料、光熱水費、設備購入費、火災保険料・家財保険料は対象になりません。

Q6-2 月々の賃料に駐車場代が含まれて、切り分けができない場合は、どうすればよいですか。
切り分けができない場合は、駐車場代を含めて補助の対象となりますが、契約書等で駐車場代相当額が確認できる場合は、賃料から駐車場代を控除した額を対象とします。

Q6-3 家賃の前払いも対象となりますか。
家賃の前払いは賃貸借契約に基づくものに限ります。
例：翌月分を当月末日までに振込みする場合→対象となります。
家賃6ヶ月分を一括前払いする場合→対象外。ただし、賃貸借契約に明記されている場合は対象。

- Q6-4 勤務先から住宅手当が支払われている場合、補助の対象となりますか。
A.住宅手当分を控除した金額が対象となります。勤務先が発行する住宅手当支給証明書や給与明細等の写しをご提出ください。
例：60,000円(1か月分の家賃・共益費)-10,000円(住宅手当)=50,000円（補助対象経費）
- Q6-5 婚姻前に支払った賃借費用の敷金、礼金等は補助の対象になりますか。
婚姻を前提として同居する際に支払った場合は、対象となります。
- Q6-6 夫婦の一方が婚姻前から借りている物件に入居する場合、また、婚姻する前から同居していた場合の賃借費用も補助の対象となりますか。
婚姻を契機とした同居開始後に生じた費用については対象となります。
同居開始日が分かる、夫婦の氏名が記載された変更後の賃貸借契約書の写しをご提出ください。
- Q6-7 婚姻前から同居していたが、婚姻を機に新たな物件で賃貸借契約を締結し同居する場合は対象となりますか。
引越費用、賃貸借契約締結時の敷金礼金等も含め、対象となります。
- Q6-8 勤務先が家主と賃貸借契約をしている物件に入居し、勤務先に家賃相当額を支払っている場合は対象になりますか。
対象となります。賃貸借契約書(社宅等の場合は入居申請書等や勤務先が発行した書類)で賃貸人及び賃借人を、給与明細書等により、補助対象者が勤務先に対し、家賃相当額を支払っているまたは、給与から天引きされていることが分かる書類をご提出ください。

Q7 対象経費に関すること（リフォーム）

- Q7-1 リフォーム費用の対象となるのはどのような費用ですか。
婚姻に伴う住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用が対象となります。ただし、倉庫・車庫に係る工事費用、門・フェンス・植栽等の外構に係る工事費用、エアコン・洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象となりません。
- Q7-2 夫婦がリフォームを行う住宅の所有者である必要がありますか。
所有者である必要はありません。ただし、夫婦双方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること、また、夫婦双方または一方の名義でリフォーム工事を契約し、費用を支払っていることが必要です。
- Q7-3 賃貸のリフォーム費用も対象となりますか。
対象となります。ただし、賃貸借契約で、本来貸主が負担すべき修繕費用は対象になりません。

Q8 対象経費に関すること（引越し）

- Q8-1 引越し費用の対象となるのはどのような費用ですか。
住居の移転のために引越業者又は運送業者への支払いに要する費用です。
レンタカー代、不用品の処分費用や知人に依頼して引越した場合にかかった費用は対象になりません。
- Q8-2 婚姻前の引越費用は補助の対象になりますか。
婚姻を前提として同居する際に支払った場合は、対象となります。
- Q8-3 引越しの際のエアコン移設・設置費用は対象になりますか。
対象となりません。